

①夏場を重点広報期間とした周知・広報活動

エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間とし、以下の取組を実施

- ◆ 国、製造業者等、小売業者は連携して、経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したポスターを作成して、家電量販店や地域小売店の各店舗等へ配布して、掲示
- ◆ 指定法人において、ラジオCMやシネアド広告を実施
- ◆ 全国電機商業組合連合会において、業界新聞で組合員向けに広告記事を掲載



②経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携

経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携について、平成28年度、より進めることとし、経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施

<実績>平成27年度:3地方で8実施、平成28年度:6地方で15実施(予定のものも含む)

③経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

10月の3R推進月間を中心に、経済産業局・地方環境事務所等は、家電リサイクルプラント見学会を実施し、地方の消費者団体・小売業者等に御参加いただいている。

<実績>平成27年度:7地方で10家電リサイクルプラント

平成28年度:7地方で8家電リサイクルプラント(予定のものも含む)



④指定法人のWebサイトの拡充

- ◆ 平成27年度、指定法人において、消費者団体の意見も聴きつつ、排出案内に特化したWebサイトを開設
- ◆ 平成28年9月、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、消費者の利便性を向上
- ◆ アクションプランに基づき、市町村が義務外品の回収体制のHPを作成・修正した場合は環境省を経由して指定法人へ連絡を入れる。

